

# 思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

## (第6回幹事会)

### ◆開会

#### ○担当課長

皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまより思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第6回幹事会）を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局 独立行政法人水資源機構ダム事業部担当課長の新井田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開につきましてお知らせをしておりましたが、カメラ撮りは冒頭から挨拶までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。また、あわせて職員による記録撮影を行っておりますのでご了承ください。

それでは、ただいまから中継映像の配信をいたします。

以降、座って進めさせていただきます。

まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。「議事次第」、「幹事会構成員名簿」、「思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約」、資料1が「検証対象ダムの事業等の点検について」、資料2-1が「複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出について」、資料2-2が「治水対策案の評価軸ごとの評価」、資料3-1が「新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果について」、資料3-2が「新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果を踏まえた抽出について」、資料4が「新規利水対策案の評価軸ごとの評価」、資料5が「流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価」、資料6が「異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価」、資料7が「目的別の総合評価（案）」、資料8が「総合的な評価（案）」、資料9が「意見聴取等の進め方」、参考資料として「個別ダム検証の進め方等」、「思川開発事業等の点検」、「思川開発事業（南摩ダム）堆砂計画の検証について」の3点が参考資料として添付されております。また、参考として、前回第5回幹事会資料を机の上に準備させていただきました。過不足等はございませんでしょうか。

報道関係の方、傍聴の方におかれましては、前段のテーブルにご準備しておりますので、必要に応じてごらんいただければと思います。全体資料の配付漏れ等がございましたらお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして本日の出席者をご紹介します。

まず、茨城県さん。企画部長の代理で、水・土地計画課長 角田様。

○茨城県企画部長代理

どうぞよろしくお願いいたします。

○担当課長

土木部長の代理で、ダム砂防室長 西野様。

○茨城県土木部長代理

よろしくお願いいたします。

○担当課長

続いて栃木県さん。総合政策部長 北村様。

○栃木県総合政策部長

よろしくお願いいたします。

○担当課長

県土整備部長 印南様。

○栃木県県土整備部長

よろしくお願いいたします。

○担当課長

続きまして埼玉県さん。企画財政部長の代理で、土地水政策課長 勝村様。

○埼玉県企画財政部長代理

よろしくお願いいたします。

○担当課長

県土整備部長の代理で、県土整備部参事兼河川砂防課長 常山様。

○埼玉県県土整備部長代理

よろしくお願いいたします。

- 担当課長  
企業局長の代理で、水道企画課副課長 中島様。
  
- 埼玉県企業局長代理  
よろしく申し上げます。
  
- 担当課長  
続きまして千葉県さん。総合企画部長の代理で、水政課長 山口様。
  
- 千葉県総合企画部長代理  
よろしくお願ひいたします。
  
- 担当課長  
県土整備部長の代理で、河川整備課長 木村様。
  
- 千葉県県土整備部長代理  
よろしくお願ひいたします。
  
- 担当課長  
続きまして東京都さん。都市整備局長の代理で、水資源・建設副産物担当課長 小口様。
  
- 東京都都市整備局長代理  
よろしくお願ひいたします。
  
- 担当課長  
建設局長の代理で、河川部長 三浦様。
  
- 東京都建設局長代理  
よろしくお願ひいたします。
  
- 担当課長  
続きまして関東地方整備局ですが、光成河川部長。
  
- 河川部長  
よろしくお願ひいたします。

- 担当課長  
高橋河川調査官。
  
- 河川調査官  
よろしく願いいたします。
  
- 担当課長  
古市広域水管理官。
  
- 広域水管理官  
よろしく願いいたします。
  
- 担当課長  
加邊河川情報管理官。
  
- 河川情報管理官  
よろしく願いいたします。
  
- 担当課長  
続きまして水資源機構ですが、桜井ダム事業部長。
  
- ダム事業部長  
よろしく願いいたします。
  
- 担当課長  
佐々木次長。
  
- 次長  
よろしく願いいたします。
  
- 担当課長  
森合課長補佐。
  
- 設計事業課課長補佐  
よろしく願いいたします。

○担当課長

最後になりますが、私、担当課長の新井田でございます。以上でございます。

それでは、取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが退出いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局光成河川部長より挨拶をお願いいたします。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

関東地方整備局河川部長 光成です。皆さんおはようございます。

本日は、議会明けで年度末の大変お忙しい中、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第6回幹事会）にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

前回、年末に開催いたしました第5回幹事会以降、お示した新規利水対策案などに対しまして、利水参画者、関係河川使用者等の皆様にご意見をお聞きいたしました。

本日の幹事会では、この結果の整理を含め、検証の実施要領細目に定められた検討手順に従いまして、治水、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の4つの目的に関する評価軸ごとの評価と総合評価、また、総合的な評価までお示しし、さらに、今後の意見聴取などの進め方についてもご説明させていただきます。活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○担当課長

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして、資料1から9までを一括で説明させていただきます。その後、討議という形にさせていただきます。

○設計事業課課長補佐

事務局の水資源機構ダム事業部の森合でございます。座って説明させていただきます。

まず初めに、お手元の右上に参考資料とございます1枚紙、個別ダム検証の進め方等の資料で、本日の議事につきましてご説明をさせていただきます。

ダム検証の流れを記載しておりますフロー図になります。本日の幹事会におきましては、

赤枠で囲んである部分の左、〔オ〕 検証対象ダム事業等の点検、真ん中の〔キ〕の(2)・(3) 複数の治水対策案の立案、その下〔ク〕の抽出、〔ケ〕の評価軸ごとの評価、〔コ〕の目的別の総合評価。右側の〔サ〕、〔シ〕、〔ス〕の新規利水などの目的についても洪水調節と同様に各目的別の評価軸ごとの評価、それと目的別の総合評価。そして最後に下段〔セ〕の総合的な評価、ここまでが進め方に基づきまして検討を進めてまいりました議事の内容になります。

それでは資料1をごらんください。検証対象ダムの事業等の点検について、総事業費、工期、堆砂計画等の点検です。参考資料として、お手元に「思川開発事業の点検 参考資料」と「思川開発事業 南摩ダム 堆砂計画の検証について」を用意しております。

資料1をめくっていただきまして、点検の趣旨等です。点検の対象としては、ダム検証の実施要領細目に基づきまして、総事業費、工期、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検を行っています。

点検の趣旨のポツの3つの目にございますが、予断を持たずに検証を進める観点から、期待的要素は含まないこととしています。また、今回算定した総事業費や工期について、ダムを含まない複数の治水対策案等との比較検討を適切に行うためとして、総事業費や工期の変更に直結するものではないことを記載しています。

2ページ目、検証対象ダムの概要になります。

めくっていただきまして3ページ目、総事業費の点検、工期の点検の考え方です。

総事業費について、平成20年度に作成しました事業実施計画の総事業費を対象にして点検しています。平成27年度までの実施内容を踏まえた平成28年度以降の実施内容や、平成27年度までの単価を考慮して分析評価を行っています。

工期についても、総事業費と同様に平成20年度に作成した事業実施計画の工期を対象に点検をしています。

4ページ目が、総事業費の点検結果になります。表の左、現計画事業費、これは平成20年度作成の事業実施計画の事業費です。平成19年度単価で、下段に1,850億円となっています。点検後の事業費は、その隣ですが、平成27年度単価となりまして、1,847.9億円としています。その隣に増減額、増減理由、27年度までの実施済み額、平成28年度以降の残額ということで977.8億円を記載しています。

詳細な工種ごとの点検の考え方は、先ほど申し上げました参考資料に掲載しています。

右側の事業検証に伴う要素として、この総事業費のほかに、工事中断に伴う要素として下段の0.6億円、1年当たりの工事遅延に伴う要素として6.5億円を計上しています。

5ページ目、工期の点検結果になります。本体工事及び導水路工事の公告から事業完了までに81カ月必要となります。詳細は表に示していますが、赤いラインがクリティカルラインで公告から81カ月となっております。また、なお、としまして、この工程のほか、本体工事及び導水路工事の公告までの諸手続、各種補償に必要な期間を要すると見込んでおります。

続きまして6ページ目、堆砂計画の点検になります。堆砂量の推定手法として、近傍の類似ダムの最新の堆砂実績をもとに、南摩ダムの計画堆砂量100万立方メートルの妥当性について点検しています。

その下に点検の概要を記載していますが、右の図にありますとおり、南摩ダムは導水をいたしますので、その流域、間接流域からのウォッシュロード成分が流入すると推定して堆砂量を算定することを記載しています。

その結果は7ページ目でございます。計算の結果、100年分の堆砂量は、直接流域、間接流域合わせまして計73万立方メートルとなりました。これは、現計画における堆砂容量100万立方メートルの範囲内におさまっていることから妥当と判断しております。

8ページ目、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検です。点検の内容として、雨量データの点検、下段に流量データの点検について記載しています。

9ページ目、点検の実施として、今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しておりますので、その点検結果については別途、インターネット等において公表すると予定しております。

以上が事業等の点検となります。

続きまして資料2-1、複数の治水対策案の立案及び概略評価による治水対策案の抽出についてです。

1ページ目、治水対策案の検討の基本的な考え方です。中段のポツ2にあります、第4回の幹事会でお示しした内容です。思川開発事業、南摩ダムの検証における治水代替案の立案に当たっては、2つの河川整備計画、利根川・江戸川、それと栃木県の思川圏域の河川整備計画で、それぞれの計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、治水対策案ごとに河道断面や洪水調節施設の規模等を設定することとしています。

具体的には2ページ目に記載しています。こちらの記載内容のポツの2つ目が、第4回幹事会で「治水対策の目標流量について」としてご説明した利根川の目標流量についてで、さらに3つ目、4つ目には、今回の検証で治水対策案の検討を行うに当たって、利根川・江戸川河川整備計画に南摩ダムを位置づけた場合の考え方を記載しています。下段の5つ目、6つ目には、思川圏域河川整備計画に南摩ダムを考慮した場合の目標流量の考え方を記載しています。

3ページ目は、利根川・江戸川河川整備計画に南摩ダムを位置づけた場合の考え方の図です。左側に現行の2つの河川整備計画の整備内容、それに南摩ダムを考慮すると、右側の整備内容になるという図になっています。違いを赤い字であらわしています。イメージ図にあるように、河道掘削の掘削予定土量約3,210万立方メートルが、南摩ダムがある場合には約3,200万立方メートルの利根川・江戸川河川整備計画の河道掘削量になるということを示しています。

4ページ目は、治水対策案の組み合わせの考え方を記載しています。対策案の組み合わ

せの結果は、次のページ以降でお示ししています。

5 ページ目は、ダム検証の実施要領細目に示されている 26 方策のうち、河川を中心とした対策の検討です。凡例にあるとおり、緑色が検討の対象、黄色が共通、白色が対象外で、表に方策の概要と適用性を記載しています。

6 ページ目は、流域を中心とした対策で、ピンク色が検討の対象です。

7 ページ目は、複数の治水対策案の立案です。箱囲いにあるローマ数字 I から IV の 4 つの分類に分けて対策案を立案しています。なお、利根川・江戸川の河道改修を中心とした対策案では、河川整備計画の整備内容に相当する河道掘削として検討しています。

8 ページ目は、組み合わせの一覧表です。一番左側に南摩ダム案、その右から、ローマ数字の I の区分に 3 つの対策案、II に 1 つ、III に 4 つ、IV に 3 つの、合計 11 の対策案をお示ししています。詳細は、次のページ以降にお示しいたします。

9 ページ目は、南摩ダム案です。対策案の概要、右上に本案の主な事業内容ということで、南摩ダム建設を赤字で示しています。図には、対策案の位置、南摩ダムを赤で示しています。

10 ページ目は、河道掘削案です。図に掘削位置を示しています。思川開発事業を除いたことにより追加することとなる主な事業は右上に記載しています。河道掘削の約 70 万立方メートル、また、掘削に伴う堰や橋梁の改築などの構造物の対策を行う内容です。

11 ページ目は、引き堤プラス河道掘削案です。思川で引き堤、利根川・江戸川では河道掘削を行う案です。思川開発事業にかわり追加となる主な事業内容としては、思川の引き堤が約 10 キロメートルとそれに伴う構造物改築、それと、利根川・江戸川での河道掘削約 10 万立方メートルとなっています。

12 ページ目は、堤防のかさ上げプラス河道掘削案です。思川で堤防のかさ上げ、利根川・江戸川では河道掘削の案です。思川開発事業にかわりに追加となる主な事業内容として、思川のかさ上げ約 20 キロメートルとそれに伴う構造物の改築、利根川・江戸川での河道掘削約 10 万立方メートルとなっています。

13 ページ目は、既存ストックを有効活用した案で、渡良瀬川遊水地プラス河道掘削の案です。思川には渡良瀬遊水地の効果が及ばないため河道掘削を計上してしまして、あとは渡良瀬遊水地には越流堤の拡幅と、多く洪水を取り込むための池の中の掘削を計上しています。

14 ページ目は、思川上流に遊水地を新設する案プラス河道掘削案です。思川上流に約 20 ヘクタールの用地を新たに取得し、貯水容量 70 万立方メートルを確保するための掘削を行い、遊水地を新設する案です。遊水地の効果が及ばない南摩川の区域では河道掘削約 10 万立方メートルを行うこととしています。

15 ページ目は、もう 1 カ所、思川中流部に遊水地を新設する案プラス河道掘削案です。思川上流に約 20 ヘクタールの用地を新たに取得して、貯水容量約 120 万立方メートルを確保するための掘削を行いまして、遊水地を新設する案です。効果の及ばない南摩川の

区間では河道掘削約10万立方メートルを行います。

16ページ目は、思川上流及び中流の地役権方式の遊水地プラス河道掘削案です。思川上流及び中流の遊水地を用地取得いたしまして、掘削して容量を確保する案ではなく、土地利用を考慮した地役権方式という形で遊水地を新設する案です。上流及び中流に、それぞれ約20ヘクタールとして新設する案です。遊水地の効果が及ばない南摩川の区間では河道掘削約10万立方メートルを行うこととしています。

17ページ目は、ダム以外の大規模治水施設による対策案として放水路を新設する案です。ダム地点から鹿島灘まで約110キロメートルを、国道などの下を想定した地下トンネルを設ける案です。

18ページ目は、流域を中心とした対策案で、雨水貯留施設プラス雨水浸透施設プラス河道掘削案です。思川の流域で流域対策として貯留量約40万立方メートルの雨水貯留施設、それと、浸透面積約50万平方キロメートルの雨水浸透施設を設けるものです。その対策が確保できない南摩川の区間においては河道掘削約10万立方メートルを行うものです。

19ページ目は、水田貯留プラス河道掘削案です。思川の流域で水田の畦畔のかさ上げを行いまして約700万立方メートルの貯留量を確保するもので、水田面積約50平方キロメートルについて対策を行うものです。その対策が確保できない南摩川においては河道掘削約10万立方メートルを行うものです。

20ページ目は、遊水機能を有する土地の保全プラス、二線堤、土地利用規制、宅地かさ上げピロティ―建築化、不足する容量分の思川上流遊水地、プラス河道掘削案です。思川の流域で、沿川に遊水機能が期待できる箇所を選定いたしまして、人為的に樋管を開放し、遊水機能を発揮させる案です。機能を確保するため、二線堤約1,900メートル、宅地かさ上げ5戸の対策を行うものです。この対策では必要な効果が確保し切れないため、上流にその不足分として約10ヘクタールの上流遊水地案、また、この中間で流下能力が不足する箇所がございますので、堰の改築、遊水地の効果が及ばない南摩川の河道掘削約10万立方メートルを行う案になっています。

21ページ目は、概略評価による治水対策案の抽出です。複数の治水対策案の4区分11案より、コスト的に最も優位な案として、河道掘削案、渡良瀬遊水地プラス河道掘削案、思川上流遊水地プラス河道掘削案、遊水機能を有する土地の保全、色をつけてございますこちらの4案を抽出いたしました。

以上が概略評価による治水対策案の抽出についてとなります。

資料2-2、治水対策案の評価軸ごとの評価になります。

1ページ目、評価軸の考え方としまして、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議の資料の抜粋になっておりますが、評価軸として、左側の安全度、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響を評価することとしています。

2ページ目からが、抽出した治水対策案の総括整理表の案です。横軸にダム案と治水対

策の4案を、縦軸に先ほど評価軸を並べています。

まず、一番上の段には、河川整備計画レベルの目標に対する安全度について記述しています。ダム案及び河道掘削案、渡良瀬遊水地案、新規遊水地案、流域対策案がそれぞれ目標を満足することを記載しています。

中段は、河川整備レベルより大きい規模の洪水が発生した場合にどのような状態になるかを比較整理したもので、表の中央付近に括弧書きで計画高水位を超える区間とありますが、思川1/80、利根川・江戸川が1/100規模の洪水が発生した場合の比較を整理しています。例えば、思川・南摩川についてですが、ダム案は、計画高水位を超える区間が約44キロメートル中9キロメートル、これに対し、河道掘削案、渡良瀬遊水地案、新規遊水地案、流域対策案はいずれも12キロメートルとなっています。

また、治水対策案の河道掘削案、渡良瀬遊水地案、新規遊水地案、流域対策案のそれぞれについて、その記述の下に括弧書きで、ダム案と比べて水位が高い区間の延長を記載しています。河道掘削案、渡良瀬遊水地案は約44キロメートルのうち約42キロメートルにわたり、ダム案より水位が高い区間が生じる。新規遊水地案、流域対策案は約43キロメートルにわたり、ダム案より水位が高い区間が生じるということを記載しています。この評価からは、目標を上回る洪水等が発生した場合に、ダム案が他の案に比べ水位が高い区間が最も短くなることをあらわしています。

その下段には、利根川・江戸川の計画高水位の超過区間延長をそれぞれ示しています。

さらに、下段は河川整備基本方針レベルの洪水、思川1/100、利根川・江戸川1/200規模の洪水が発生した場合にどのような状態になるか。また、その内容として計画高水位超過区間の延長、また、思川・南摩川に関しては、ダム案との水位の差がある区間の延長比較を整理しています。その結果は、先ほどご説明いたしました目標を上回る洪水の規模と同様の傾向です。

3ページ目も、安全度の評価です。河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水として、想定最大規模の洪水が発生した場合の評価を示しています。こちらでも前の2つの洪水の規模と同様に評価を示しています。下段は効果の発現時期ですが、ダム案、渡良瀬遊水地案が10年後に効果を発現していると想定されるのに対しまして、新規遊水地案や流域対策案は、新たな事業化で用地取得等も伴うため、関係者との調整が整えば10年後に効果を発現できるという前提があり、その調整期間の想定が困難であることを示しています。河道掘削案に関しては、改修を行った区間から順次効果を発現すると想定していることを示しています。

4ページ目に、コストを示しています。完成までに要する費用として、ダム案は約8,740億円、そのうち、とありますが、思川開発事業の残事業費では約120億円です。下段に維持管理費用、その下に中止に伴う費用を記載しています。河道掘削案では、南摩ダムの効果量に相当する河道掘削として約140億円、渡良瀬遊水地案では約170億円、新規遊水地案では約110億円、流域対策案では約140億円となっています。

続きまして5ページ目、実現性と持続性の評価です。ダム案の思川開発は、必要な用地取得が、既に土地所有者のご理解、ご協力を得て約98%、家屋移転80戸が100%完了しております。これに対しまして、渡良瀬遊水地案にも共通する河道掘削案については、取水堰の改築や橋梁の対策等に関係者との調整が、また、新規遊水地案や流域対策案については、新たな用地取得等の合意形成が必要であること、その説明を現時点で土地所有者様へ行っていないということを記載しております。

6ページ目、柔軟性と地域社会への影響です。事業規模の変更への柔軟性、事業地及びその周辺への影響、地域振興への影響を整理しております。ダム案による影響、また、その他の対策案で想定される地域社会への影響、例えば新規遊水地の整備が農業活動に与える影響といったことをお示しております。

7ページ目、環境への影響です。ダムや治水対策案の場合は、ダムや治水対策それぞれに対して環境への影響が想定されることから、保全措置を講じる必要がある場合は、その内容を記載しております。

以上が治水対策案の評価軸ごとの評価になります。

続きまして資料3-1、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果についてです。

1ページ目、これまでの検討状況です。フロー図の右に点線で示しておりますが、前回12月に開催いたしました第5回幹事会で概略検討を行って抽出した各目的別の対策案4案にダム案を加えた5案に対して、その後、利水参画者、関係河川使用者、関係自治体様からご意見を伺うことをご説明しました。

2ページ目に、ご意見を伺った新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、異常渇水時の緊急水の補給対策案について抽出した5案を記載しています。

3ページ目に、ご意見を伺った意見聴取先一覧を記載しています。

4ページ目以降は、その結果になります。いただきました意見は、インターネットで既に公表しているところです。

5ページから、新規利水に対するご意見をそれぞれの対策案ごとに整理したものです。新規利水対策案のダム案では、例えば上段の栃木県様から、思川は長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力のもとに進められてきたものであり、一刻も早い完成を求め、という意見をいただいております。このほか、いただきました意見は枠内に記載しております。下段の※印に、ご意見をいただいていない方を記載しています。

以下、6ページ目に地下水取水のご意見、7ページ目にダム再開発かさ上げ案のご意見と続きまして、12ページ目までが新規利水対策案のご意見です。

13ページからが、流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見です。こちらも新規利水対策案と同様の整理をしまして、ダム案のご意見から始まりまして、20ページ目までとなっております。

21ページからが、異常渇水時の緊急水の補給の対策案に対するご意見でございまして、

こちらと同様の整理で、27ページまで記載しています。

以上が資料3-1の意見聴取結果となります。

続きまして資料3-2、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案の意見聴取結果を踏まえた抽出についてです。

1ページ目、新規利水対策案の抽出です。

2ページ目、意見聴取を行ったダム案と第5回幹事会でお示したケース1からケース4の4案の利水基準点ごとの対策案を示しています。

3ページ目、他用途ダム容量の発電容量買い上げ案とダム使用権等の振替を含む対策案に対する、発電事業者と関係利水者からのご意見を資料3-1から再掲しています。それぞれ、東京電力様からは、水力発電についてはクリーンエネルギーとしての重要性が高いことなどから案として応じかねるご意見、ダム使用権等の振替では、それぞれの関係者の皆様から、例えば一番上の奈良俣ダムの使用権については、協定に基づき必要とされている権利であることなどから振替は認められない、などのご意見をいただいています。

4ページ目は、ご意見を踏まえた結果として、他用途ダム容量の発電容量買い上げ案とダム使用権等の振替案については、右側の欄「不相当と考えられる評価軸とその内容」として記載しているとおり、対策案の対象とならないと判断いたしまして、これを除いた2案を、ケース1及びケース2をダム案と比較する利水対策案として抽出しています。

5ページ目からは、流水の正常な機能の維持対策案の抽出です。

6ページ目は、新規利水と同様ですが、第5回幹事会でお示したケース1からケース4の4案の対策案を示しています。

7ページ目に、こちらも発電事業者とダム使用者の関係利水者からいただいている意見を再掲していますが、こちらも、このご意見を踏まえ、8ページ目のとおり、ケース1とケース2の2案を対策案として抽出しています。

9ページ目からは、異常渇水時の緊急水の補給対策案の抽出です。

10ページ目は、第5回幹事会でお示した対策案です。

11ページになりますが、こちらも発電事業者、関係利水者からご意見を再掲しており、12ページ目のとおり、下の2案は対策案の対象とならないと判断し、ケース1及びケース2を対策案として抽出しています。

以上が資料3-2、意見聴取を踏まえた対策案の抽出結果となります。

続きまして資料4をごらんください。新規利水対策案の評価軸ごとの評価です。

1ページ目に、新規利水対策案の3ケースを示しております。ダム案、地下水取水プラズダム再開発案、他用途ダムの治水容量買い上げ案です。

2ページ目からは、総括整理表の案です。横軸にダム案と先ほどの利水対策案、縦軸に評価軸を記載しています。上段に、開発量の確保について、全ての案で確保できていることを記載しています。その下、段階的な効果では、10年後の状況について、ダム案では完成、対策案では関係住民や関係機関との調整が整えば事業実施中となると想定されるこ

とを記載しています。

下段はコストの欄です。ダム案では約250億円、地下水プラスダム再開発案では約970億円、治水容量買い上げ案では約1,590億円となります。その下段に維持管理に要する費用を1年当たりで記載、その下段には、中止に伴って発生する費用と、事業を中止した場合には水資源機構法に基づきまして関係利水者から費用負担の同意をとらなければならないことを記載しています。

3ページ目、実現性です。土地所有者等との協力、関係する河川使用者の同意、関係者との調整、事業期間、法制度上の観点、技術上の観点からの見通しを整理しています。ダム案では、既に用地取得98%、家屋移転を完了しています。地下水の取水では、その敷地や導水施設の用地の買収、治水容量買い上げ案でも治水代替案に必要な用地の買収が必要となり、土地の利用者への説明や関係機関との調整は実施しておりません。また、地下水取水では、適正揚水量を超える取水を行う案は、対策案とはなり得ないのご意見や、かさ上げ案に対する懸念といったご意見もいただいております。

そのような調整は行っていない前提として、各対策案の事業期間を記載しています。ダム案は、工事の公告から約81カ月、約7年です。地下水プラスダム再開発案はおおむね14年と事業用地の所有者等の了解を得るまでの期間、治水容量買い上げ案はおおむね9年と用地取得の了解を得るまでの期間ということに記載しています。

4ページ目は、持続性、地域社会への影響です。例えば事業地やその周辺への影響として、ダム案では地すべり対策の必要性、地下水取水は地盤沈下による周辺構造物への影響、治水容量買い上げ案では洪水調節機能の代替措置として下流河道の掘削が必要ということが書いてあります。

5ページ目は、環境への影響を記載しています。ダム案では、水環境や地下水位、生物多様性、土砂流動などへの影響があることから環境保全措置を講じる必要があること、対策案では、地下水取水による地盤沈下のおそれを記載しています。

以上が新規利水対策案の評価軸ごとの評価です。

続きまして資料5になります。流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価です。

1ページ目に、流水の正常な機能の維持対策案の3ケースを示しております。ダム案、ダム再開発案、他用途ダムの治水容量買い上げ案です。

2ページ目からが、総括整理表の案です。新規利水の評価と同様に、横軸にダム案と流水の正常な機能の維持対策案、縦軸に評価軸を整理しています。上段に、目標とする確保地点・確保量について、全ての対策案で確保できていることを記載しています。10年後の状況として、ダム案では完成、対策案では関係住民や関係機関との調整が整えば事業実施中となると想定していると記載しています。

その下段、コストです。ダム案は約430億円、ダム再開発案は約1,010億円、治水容量買い上げ案は約1,380億円となっています。下段に、維持管理に要する費用、中止に伴って発生する費用について記載しています。

続きまして3ページ目、実現性です。各案の関係者との調整などの見通しを整理しております。こちらも同様ですが、ダム案は既に用地取得を98%完了しておりますが、ダム再開発案では、周辺用地の所有者との調整は未実施で、治水容量買い上げ案とともに、受け入れが困難であることのご意見もいただいております。そのような前提で、事業期間として、ダム案は81カ月、ダム再開発案はおおむね14年と事業用地の取得の了解を得るまでの期間、治水容量買い上げ案はおおむね9年と用地取得の了解を得るまでの期間となっております。

4ページ目は、持続性、地域社会への影響です。新規利水と同様になりますが、ダム案では地すべり対策の必要性、かさ上げ案では地元住民への影響について記載しています。

5ページ目は、環境への影響になります。ダム案では、水環境、地下水、生物多様性、土砂流動などについて、保全措置を講じる必要があることを記載しています。対策案では特段の影響は想定されていません。

以上が流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価になります。

続きまして資料6、異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価になります。

1ページ目に、異常渇水時の緊急水の補給対策案の3ケース、ダム案、ダム再開発案、他用途ダム治水容量の買い上げ案となっております。

2ページ目からが、総括整理表の案です。上段に、利根川で著しく河川環境が悪化した場合の渇水被害の軽減を図るための容量として1,000万立方メートルの容量を、全ての案で確保していることを記載しています。

コストの欄です。完成までに要する費用として、ダム案では約240億円、ダム再開発案では約320億円、治水容量の買い上げ案では約1,100億円としています。下段に、1年当たりの維持管理に要する費用、中止に伴って発生する費用を記載しています。

3ページ目は、実現性、持続性です。こちらが流水の正常な機能の維持の対策案と同様の対策案となっておりますので、同様の記載となりますが、ダム案は98%の用地取得を完了、ダム再開発案は、周辺用地の所有者との調整は未実施となっております。治水容量買い上げ案では、既設の治水容量を減らすことは容認できないというご意見もいただいております。そのような前提はありますが、事業期間は、ダム案は81カ月、ダム再開発案はおおむね14年、治水容量買い上げ案はおおむね9年、それと事業用地取得の了解を得るまでの期間となっております。

続いて4ページ目は、地域社会への影響と環境への影響という評価軸です。流水の正常な機能の維持の対策案と同様に、ダム案では、環境への影響が想定されることから保全措置が必要であることを記載しています。

以上が異常渇水時の緊急水の補給対策案の評価軸ごとの評価になります。

続きまして資料7をごらんください。目的別の総合評価案になります。

1ページ目、目的の1つ、洪水調節の総合評価です。洪水調節では、ダム案を含む5案について、資料2-2の総括整理表案のとおり評価軸ごとの評価を行っております。それ

を踏まえた総合評価は、次の枠囲いにあるとおりです。

1つ目、一定の安全度として、河川整備計画の目標流量を全ての案が確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案は新規遊水地案である。なお、安全度の観点で、目標を上回る洪水が発生した場合、ダム案は河川の水位が高い区間が他の対策案に比べて最も短くなる。

2つ目、時間的な観点から見た実現性として、施設管理者の協力や用地に係る協力が得られれば、全ての案において、10年後に効果を発現していると想定される。

3つ目、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸については、1と2の評価を覆すほどの要素はないと考えられることから、洪水調節において最も有利な案は新規遊水地案としています。

続いて2ページ目、新規利水の目的です。新規利水では、ダム案を含む3案について、資料4の総括整理表案のとおり評価軸ごとの評価を行いました。新規利水の総合評価としては、枠囲いにあるとおりです。

1つ目、必要な開発量を確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案はダム案である。

2つ目、時間的な観点から見た実現性として、10年後に目標を達成することが可能となると想定される案はダム案である。

3つ目、持続性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸については、1、2の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水において最も有利な案はダム案としています。

3ページ目、流水の正常な機能の維持の目的です。流水の正常な機能の維持では、資料5の総括整理表案のとおり評価軸ごとの評価を行いました。その結果は次のとおりです。

1つ目、一定の目標として7地点の流量を確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案はダム案である。

2つ目、時間的な観点から見た実現性として、10年後に目標を達成することが可能となると想定される案はダム案である。

3つ目、持続性等の評価軸については、1、2の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持において最も有利な案はダム案となります。

4ページ目、異常渇水時の緊急水の補給の目的です。異常渇水時の緊急水の補給では、資料6の総括整理表案のとおり評価軸ごとの評価を行いました。その結果は次のとおりです。

1つ目、一定の目標として1,000万立方メートルの容量の確保に努めることを基本とすれば、コストについて最も有利な案はダム案であり、維持管理費も考慮した場合に、その差が大差でないことから、次いで、ダム再開発案が有利である。

2つ目、時間的な観点から見た実現性として、10年後に目標を達成することが可能となると想定される案はダム案である。

3つ目、持続性等の観点からの評価軸については、1、2の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、異常渇水時の緊急水の補給において最も有利な案はダム案であるとしています。

以上が目的別の総合評価案です。

続きまして資料8をごらんください。総合的な評価案です。

1ページ目です。目的別の総合評価の結果を枠囲いの中に再掲しています。洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持、異常渇水対策の総合評価の結果が一致していないということで、新規遊水地案、ダム案が残っています。

この場合について、最後の7ページをごらんください。ダム検証の実施要領細目の抜粋で、⑤の総合的な考え方のiiの下から6行目、検証対象ダムの総合的な評価の2行目です。ここに、目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合について、それぞれの評価結果や評価結果が他の目的に与える影響の有無などについて、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価することが記載されています。

これに基づきまして、2ページ目、全ての目的で一致しないことから、ダム案と、新規遊水地を軸として3つの案を考えました。

①、洪水調節以外の3つの目的の最も有利なダム案、すなわち、洪水調節分を目的から除いてダムの規模を縮小させた3目的のダム案、それと、これに洪水調節のための新規遊水地を組み合わせた案です。図に示しておりますが、左側が現行計画、右側が新規遊水地+3目的ダム案です。総貯水容量5,100万立方メートルのうち、洪水調節の500万立方メートル分のダムの高さを下げます。その分がマイナス2.5メートル。この3目的ダムへの容量見直しに伴う掘削や盛り立て量などの建設コストの減少分がマイナス約13億円、一方で、堤体の再設計が必要になるということで、その調査設計費用とその調査設計に要する期間、工期延伸3年分の費用約22億円が必要となります。

3ページ目が、②つ目の案です。4つの目的それぞれで、ダム案以外で最もコストが小さいものを組み合わせた案です。その組み合わせは表の上段のとおりとなりますが、全ての案に共通する下久保ダムのかさ上げが、かさ上げ可能な高さの点から全ての案に同時に適用できないため、下久保ダムのかさ上げの次にコストの小さい利根大堰のかさ上げ・掘削の案を組み合わせました。対策案の費用は、目的別の必要容量の比率で按分して算定しています。下段に算定方法について記載しています。

4ページ目、③つ目として多目的遊水地案です。洪水調節についてコストの面で新規遊水地案が最も有利な結果となりましたので、この新遊水地案を可能な限り拡張し、ほかの3つの目的を付加して、表の下段にある約420万立方メートルの新規多目的遊水地にする案です。ただし、この貯水容量だけでは洪水調節以外の全ての目的を満足できないことから、不足する容量をダム案以外の最もコストが小さい案を組み合わせています。組み合わせ方については、下段にポツとして示しています。

5ページ目が、総合的な評価案です。ダム案、①3目的ダム案、②単独案、③多目的遊

水地案の計4案について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価いたしました。

1つ目、3目的ダム案の場合、洪水調節は新規遊水地で目標を達成することが可能と想定されますが、しかし、ダム本体は設計等の見直しに伴い約3年程度工期が延伸されることなどにより、各目的の10年後の達成は困難であり、さらに、実施には土地所有者との調整が必要となります。

2つ目、単独案では、3目的ダム案と同様に洪水調節は新規遊水地で目標を達成することが可能と想定されますが、各目的それぞれの評価結果から、10年後の達成は困難で、さらに土地所有者との調整が必要となります。

多目的遊水地案では、洪水調節は新規遊水地案に比べさらに土地所有者との調整が必要ですし、各目的それぞれの評価結果から、10年後の達成は困難であると想定されます。

完成までに要する費用を表にまとめています。ダム案では1,040億円、これに対して3目的ダム案は1,160億円、単独案2,950億円、多目的遊水地は2,960億円です。また、河川管理の立場の費用を、その左隣に記載しています。

6ページ目です。まず、河川管理の立場として、洪水調節、流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給の3つの目的を総合した評価を行います。

1つ目、3つの目的を合計したコストでは、最も有利な案はダム案である。

2つ目、4案とも河川管理者の立場として3つの目的の目標が確保される。

3つ目、時間的な観点から見た実現性として、10年後に河川管理者としての目標を達成することが可能と想定される案はダム案である。

4つ目、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の評価では、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、河川管理の立場から3つの目的を総合した評価において、最も有利な案はダム案である。

次に、4つの目的について総合的な評価を行っております。

1つ目、4つの目的を合計したコストについて、最も有利な案はダム案である。

2つ目、4案とも4つの目的の目標が確保される。

3つ目、時間的な観点から見た実現性として、10年後に4つの目的の目標を達成することが可能と想定される案はダム案である。

4つ目、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の評価において、上記の評価を覆すほどの要素はないと考えられることから、最も有利な案はダム案である。

以上から、検証対象ダムの総合的な評価として、最も有利な案は「ダム案」である、となります。

続きまして資料9をごらんください。意見聴取等の進め方です。

1ページ目、意見聴取等の進め方です。ダム検証の実施要領細目にありますとおり、今後、検討結果の報告書（素案）を作成し、パブリックコメント・意見聴取を進めていくこととなります。パブリックコメントにつきましては、2ページ以降の別添1にお示ししま

す意見募集要領の案のとおり実施することを考えております。意見聴取については、河川法16条の2等に準じまして、①学識経験を有する者、②関係住民、③関係地方公共団体の長、④関係利水者、それぞれにご意見をお伺いする予定としています。②関係住民に関しては、8ページ以降の別添2にある要領のとおり進めていく予定です。

最後になりますが、本日の結果を踏まえまして報告書案を作成しまして、パブリックコメント等を行わせていただきますが、実施に当たっては皆様にもお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

以上で資料の説明を終わります。

#### ◆討議

### 討議

#### ○担当課長

それではこれから討議に入りたいと思います。ご発言の際は、別室の一般傍聴者にも発言者が伝わるよう、挙手の上、所属とお名前の後に発言いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。また、発言の際はお手元のマイクのスイッチを入れてからお話しいただきますようお願いいたします。

事務局からの回答につきましては、皆様からのご意見をお伺いした後に一括でさせていただきますと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問、ご意見等をお願いいたします。埼玉県さんお願いいたします。

#### ○埼玉県企画財政部長代理

埼玉県の土地水政策課長の勝村と申します。

本日、各案につきまして、概算事業費や事業期間を含めて比較検討していただいた結果、ダム案が最も有利な案ということでご説明をいただきました。これにつきましては埼玉県としても同じ考え方でございます。つきましては、ダム案の方向で早期に検証手続きを進めさせていただきたいと考えております。

また、今回、総事業費の点検結果が示されましたが、さらなるコストの縮減、工期の短縮についても最大限努力をお願いしたいと思います。

特に、埼玉県といたしましては、検証に伴う増額分につきましては、関係する都県や利水者に負担を求めるのではなくて、国において責任を持って負担していただきたいと考えております。

#### ○担当課長

ありがとうございます。ほかにもございますか。千葉県さんどうぞ。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の河川整備課長の木村でございます。

先ほど、ダム案が、河川管理の立場としてコスト面、実現性で最も有利であるということを示唆されました。総合的な評価でダム案が有利であるということから、対応方針を早期に決定していただきまして、事業効果が発揮できるよう、思川開発事業の一日も早い完成をお願いいたします。

ダムの効果につきましては、関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊等がございましたので、県民の関心も高まっております。わかりやすく丁寧な説明を引き続きお願いしたいと思います。以上です。

○担当課長

どうもありがとうございます。ほかにもございますか。茨城県さんどうぞ。

○茨城県土木部長代理

茨城県ダム砂防室長の西野です。

昨年、茨城県では、関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊ということがあり、そのときには鬼怒川上流ダム群が非常に効果を発揮したということで、ダムの効果への関心が県内で高まっております。その辺のところは、県民の理解を得るためにも、今後はダムによる治水効果について、引き続き、よりわかりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。

先ほどの総合的な評価として最も有利な案はダム案ということ踏まえまして、本県におけるさらなる安全度の向上のため、早期に検証を終えていただき、速やかに事業を進めていただきたいと思います。

○担当課長

どうもありがとうございます。ほかにもございますか。東京都さんどうぞ。

○東京都都市整備局長代理

東京都都市整備局でございます。

本日、総合的な評価で現計画が最も優れていることが示されましたが、事業中断が長期間になっていることも踏まえまして、検証を速やかに終了させ、一日も早く事業を完了させていただきたいと要望しておきます。

また、徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めていただきたいと思いますということも要望しておきます。以上でございます。

○担当課長

どうもありがとうございます。引き続きどうぞ。

○東京都建設局長代理

東京都の建設局でございます。

皆様のご意見と同じですが、治水事業の重要性ということで申しますと、近年の豪雨・水害の頻発、昨年記録的な豪雨や甚大な被害ということを考えますと、やはり治水事業は重要であると考えております。

また一方、この冬は降雪が少なかったということもありまして、今後の安定した水源を確保することは大きな課題であろうと考えております。そう考えますと、洪水調節や安定した水源確保等の機能をあわせ持つ多目的ダムの整備というのは、非常に効果的な事業であると考えております。

思川事業につきましては、引き続きその効果をわかりやすくお示しいただくとともに、検証を速やかに終了させ、一日も早い事業の完了を目指していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○担当課長

どうもありがとうございました。ほかにございますか。千葉県さんどうぞ。

○千葉県総合企画部長代理

千葉県水政課の山口でございます。

先ほどは治水のお話をさせていただきましたが、私のほうからは利水のお話を少しさせていただきます。

本県の参画利水者は、現在示されております工期見込みの中で、区域内の水需要に対応し供給するために参画しております。このため、早急に思川開発事業が継続という形になれば、安定供給のためにも一日も早く完成していただきたいということでございます。

また、埼玉県さんからもお話がありましたように、事業費につきましては、あらゆる手段を講じてコスト縮減に最大限努力していただきたいということを、よろしくお願いいたします。以上です。

○担当課長

ありがとうございます。茨城県さんどうぞ。

○茨城県企画部長代理

茨城県の水・土地計画課の角田でございます。

埼玉県さん、千葉県さん、東京都さん、皆さんと同じ意見でございます。先ほど、各

評価軸のごとの評価から総合的な評価の案まで説明をいただいた結果、最も有利な案はダム案であるということですので、この思川開発事業が最も有利であるということが示されたと認識しているところでございます。したがって、早急に事業の継続を決定し、本体工事に着手していただきたいと考えているところでございます。

また、総事業費と工期の再点検の結果を今回示されておりますが、事業費の増額がないように徹底したコストの縮減に努めていただくとともに、早期に事業効果が発現できるように、一日も早く完成させていただきたいと思っております。以上でございます。

○担当課長

どうもありがとうございます。ほかにもございますか。栃木県さんどうぞ。

○栃木県県土整備部長

栃木県県土整備部長の印南です。結果についてはこのとおりだと思いますが、治水について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず1つは、治水安全度の記述がございました。資料2-2で、計画高水位を超える区間について検証がなされておりました。その中で、思川と南摩川で1/80規模の洪水が発生した場合、渡良瀬川合流からダムサイトまでの44キロメートルの地点、これは栃木県内です。その範囲で、ダム案が9キロメートルで一番水位の超過区間が短く、ほかの案では3キロメートルも伸びてしまうということです。平成27年9月関東・東北豪雨の水害のような計画規模を越える雨が降るといことはここ数年来では常識的な範囲になってきております。そういう中で、超過区間が長く、リスクが高まる計画は、栃木県としてはなかなか受け入れがたいと考えております。

また、ダムに比べて水位が高い区間が、44キロメートルのうち42キロメートルとか43キロメートルと、ほとんどの区間で高くなってしまいう状況でございますので、できるだけ水位を下げる計画を選択すべきではないかというのが栃木県としての考えでございます。

加えて、新規遊水地案が治水上（洪水調節上）有利だというお話でございますが、栃木県でも、河道拡幅がなかなか困難で遊水地を計画しているような箇所がこの近辺にあります。数ヘクタールぐらいの遊水地を、それも用地の協力が得られないので1カ所ではとれず、6カ所ぐらいに分割してやっているわけですが、ここ数年取り組んできてやっとでき上がったのは1/3です。この20ヘクタールの遊水地がそんなに簡単に整備できるのでしょうか。大いに疑問だと思います。

私の記憶ですと、思川の沿川はほとんど優良農地で、圃場整備が終わっています。一方で、ダムは98%の土地が買えているということですから、そこにダムをつくれれば目的は達成されるわけです。しかし、それをあえてやめて、新たに20ヘクタールの優良農地、この中には生活の場を奪われる方もいらっしゃると思いますが、そういう人たちから土地

を求める。そういう説得が本当にできるのかどうか大いに疑問です。10年で本当に完成できるか疑問視せざるを得ない。これはあくまで意見です。

いずれにしても、総合的な評価の中でダム案が有利だということが示されたということですから、できるだけ早期に整備を進めていただいて、一日も早く洪水調節の機能を発揮していただきたい。

当初計画どおり進んでいけば、今回の水害はあるいは防げたかもしれないと思うわけです。これは茨城県さんも同じだと思います。そういったところを重々ご認識の上、早期に取り組んでいただきたいと考えております。以上です。

○担当課長

どうもありがとうございます。引き続きどうぞ。

○栃木県総合政策部長

栃木県総合政策部長の北村でございます。

今回、総合的な評価といたしまして、思川開発事業が最も有利であるという結果が出たわけでございますので、国あるいは水資源機構におかれましては、事業の継続という結論を早急に出していただきまして、事業効果の早期発現に向けて作業を進めていただければと考えております。

また、事業実施に当たりましては、各県からも意見が出されましたが、一層のコスト縮減を図っていただきまして、事業費の圧縮にもぜひ努めていただければと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○担当課長

どうもありがとうございます。埼玉県さんどうぞ。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県の県土整備部参事の常山でございます。

本県の立場としましては、先ほど企画財政部からございましたが、関東地方整備局と水資源機構さんが、総合的な評価としてダム案が有利と結論づけたことは、当県としては企画財政と同様評価しております。

1点、治水案について意見を述べさせていただきたいと思っております。コスト案で新規遊水地案が、安全度でダム案が有利ということは、両論が併記されたとは私は理解しました。今、栃木の県土整備部長さんからありましたが、コスト面でございますが、ダム案と新規遊水地案の資料を見ますと、建設費用の差はわずか10億円でございます。全体の費用からすると0.1%というわずかな額になっています。これでコスト案で新規遊水地案が一番だということになってはいますが、今、部長さんからも地域の状況について切実なご発言がご

ございましたが、この10億円で、資料7のP1にございますように、地域社会への影響が評価を覆すほどの要素ではない、と本当に言い切ってしまうのかということ、意見を述べさせていただきたいと思っております。以上です。

○担当課長

どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

○埼玉県企業局長代理

埼玉県企業局、中島です。よろしくお願いします。

埼玉県企業局からは、利水者の立場ということで意見を申し上げたいと思っております。この幹事会ですが、平成24年6月の第3回幹事会から3年間開催されていなかったと記憶しております。今年度に入って、第4回の11月から今回の第6回までで最終総合評価まで評価され、今回の検証作業のスピード感のアップは評価できると考えています。

ただ、今までの検証作業において、本来の利水効果の発現が大幅におくれていることは現状否めないと考えております。こういったことから今後、意見聴取等、検証作業が続きますが、さらなるスピードアップをお願いしたいと思っております。

また、最後に、皆さんと同じ意見になりますが、実施に当たりましては、利水者の負担軽減、利水効果の早期発現の観点から、あらゆる方策をとっていただきまして、コスト縮減と工期短縮に努めていただくよう強く要望させていただきたいと思っております。以上です。

○担当課長

どうもありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、出席者の皆さんから一通りご意見を頂戴いたしました。続きまして事務局から回答させていただきたいと思っております。まず整備局さんからお願いいたします。

○河川情報管理官

それでは回答させていただきます。関東地方整備局河川情報管理官の加邊でございます。

本日、構成員の都県の皆様から、治水・利水の立場からさまざまなご意見を頂戴いたしました。特に大きく2点、コストと早く進めていただきたいという面、それと、治水上の面でご意見をいただいたと思っております。

埼玉県さんからいただきましたご意見等の中でも、新規遊水地案がダム案と併記されているということでございます。検証の仕組みとして、実施要領細目に基づいて我々は検証しているわけですが、目的別の評価においてはコストを重視して、しかもその前提として整備計画レベルで検討するというようにしてございます。それをもちまして、総合的な多目的ダムですので、さまざまな目的を合わせた総合評価をしているということでございます。

その結果として、先ほどの資料7、資料8の一番最後に総合的な評価の考え方を書いてございますが、そういった意味からコスト、実現性、安全性などさまざまな目的において総合的に評価した結果、現ダム案が有利と回答しているところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

つきましては、この後、本日の内容を含めました報告書素案をできる限り早く作成しまして、パブリックコメント等、順次意見聴取の進め、皆様から本日多くいただきました検証の結果について早期に結論を出せるよう、進めを進めていきたいと考えております。以上です。

○担当課長

それでは、続きまして水資源機構から回答を申し上げます。

○次長

水資源機構ダム事業部次長をしております佐々木でございます。私からお答えさせていただきます。

まず検証の進め方につきましては、水資源機構としても、予断を持たずに進めつつ、できるだけ早く結論が得られるように努力していく所存でございます。

もう1点、皆様からご意見がございましたコスト縮減及び工期短縮につきましては、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施行に当たっては、さらなるコスト縮減と工期短縮に関して最大限の努力を行うことにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○担当課長

回答につきましては以上となりますが、最後に、その他ご質問等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、貴重な討議をどうもありがとうございました。以上で、予定の議事につきましては全て終了しましたので、これをもちまして討議を終えたいと思えます。

最後に、水資源機構ダム事業部長 桜井より閉会の挨拶をさせていただきます。

◆閉会

○ダム事業部長

水資源機構ダム事業部長の桜井でございます。

本日は皆様、大変お忙しいところ、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第6回幹事会）にご出席をいただき、また積極的なご意見をたくさんいただきましてまことにありがとうございました。

先ほども述べましたように、本日の結果を踏まえまして報告書素案を作成し、パブリックコメント、意見聴取と進めさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

今後とも、検討の場や幹事会におきまして、皆様方とお互いの立場を理解しつつ、内容の認識を深めてまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご協力をいただきながら、できるだけ速やかに検証の結果が得られるように努力してまいりたいと考えております。

厚く御礼を申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○担当課長

以上をもちまして、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第6回幹事会）を閉会させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

—了—